

令和 2 年 3 月 2 7 日
在デンマーク日本国大使館

フライト運航状況・ドイツ経由での帰国に関する留意事項
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

●フライト運航状況をHPに掲載

デンマークから日本へのフライト状況を、当館HPに逐次更新して掲載するようになりました。

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100034925.pdf> (3月27日時点)

●ドイツ経由で日本へのご帰国を予定している方へ

在ドイツ日本国大使館が、デンマークなど第三国からドイツを経由してご帰国等を予定している方への留意事項を案内しています。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin

●27日15時時点でのデンマーク全体の感染者数は以下のとおりです。(国立血清学研究所より)

合計2199名

デンマーク2046名(死亡者52名)

フェロー諸島144名(死亡者0名)

グリーンランド9名(死亡者0名)

1 フライト運航状況

デンマークから日本へ帰国する際の主要各社の運航状況を、当館ホームページに逐次更新して掲載いたします。

SASについては、3月30日、4月3日、4月6日以降は日本への直行便は5月まで運休となる見込みとのお事ですので、日本へのご帰国を計画中の方はご注意ください。

2 ドイツでの乗り継ぎにあたっての留意点

在ドイツ日本国大使館がドイツ経由で日本にご帰国等を予定している方への留意事項を以下のとおり案内しています。

(1) 空路での乗り継ぎ

日本人が、第三国から空路でドイツに到着し、トランジット（入国を伴わずトランジットエリア内で乗り継ぎ）で日本へ帰国することは可能です。

(2) 陸路でドイツに入国した後、最寄りの空港から出発する場合

オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとのシェンゲン協定域内国境では、3月16日以降、国境管理が開始されており、ドイツ連邦内務省は「十分に合理的な理由のない者」については、ドイツへの入国を拒否するとしています。

その上で、例外的に入国を許可するかどうかについては、入国審査を行う係官によって個別具体的な事情を踏まえて判断されますが、一般的に、日本人が、日本または長期滞在資格が与えられた国へ帰国等する際に、ドイツを経由することは可能とされています。

ただし、下記の点にご留意ください。

○入国審査を行う係官が「速やかに、かつ、確実にドイツを出国することについての疑義がある」と認めれば、入国は拒否されます。このような疑義を生じさせないため、旅券等のほか、少なくとも日本までのチケットの提示が必要となります。

○より合理的な旅行経路が他に存在する場合など、ドイツへの入国が不可欠ではないと判断された場合、入国は拒否されます。

なお、現在コペンハーゲンからハンブルク、またオーフスからハンブルクへの国際鉄道は運休しておりますが、フレデリチア（デンマーク）からフレンスブルク（ドイツ）への鉄道は運行しております。最新の運行状況は、各社にご確認ください。

<https://www.dsb.dk/trafikinformation/andringer-i-trafik-og-drift/andringer-i-trafik-og-drift/fr-udland-fra-lordag/>

<当館からのお願い>

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方で新型コロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト
(デンマーク語)

www.coronasmitte.dk

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ(過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 (英語)

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電話 : 3311-3344 (閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス : ryo.ji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届(3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更(転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等)、または帰国・転出等があればお知らせください。